

2020年4月30日

各 位



新型コロナウイルス感染症の影響に伴う 電気・ガス料金の特別措置の追加対応について

今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受けておられる皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

弊社は、4月13日に新型コロナウイルス感染症の影響に伴う電気・ガス料金の特別措置について公表し (<https://www.mitsuuroko-vessel.com/news/pdf/20200413.pdf>)、支払期日の延長に対応しておりますが、現時点においても新型コロナウイルス感染症の影響が継続していることから、支払期日をさらに延長することにいたしました。

記

1. 特別措置の対象者（変更なし）

弊社と電力供給契約またはガス供給契約を締結されているお客さまで、新型コロナウイルス感染症の影響により、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金・総合支援資金の貸付（3月25日受付開始）※」を受けているお客さま

※ 「緊急小口資金、総合支援資金の貸付」については厚生労働省のページをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

2. 特別措置の内容（支払期日の延長期間を1ヶ月間から2ヶ月間に変更）

電気およびガス料金について

2020年3月※※、4月、5月分の電気・ガス料金の支払期日（支払い義務発生日）を原則として**2か月間**延長します。

※※ 3月分は、支払い義務発生日3月19日以降となる方が対象

3. 特別措置の申込方法（変更なし）

特別措置の実施をご希望されるお客さまは、弊社までご連絡ください。

◆参考

経済産業省発表（2020年3月19日）

「新型コロナウイルス感染症の影響を受け、電気料金の支払いなど生活に不安を感じておられる皆様へ」

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200319008/20200319008.html>

お問合せ・お申込み先

株式会社ミツウロコヴェッセル

住所 東京都中央区京橋三丁目1番1号

電話 0800-300-0326 受付時間 9:00-17:00(日・祝日を除く)

ミツウロコでんき受付センター